

住宅産業振興連盟 住産連セミナー

活力ある健康長寿社会へ

参議院議員 武見敬三



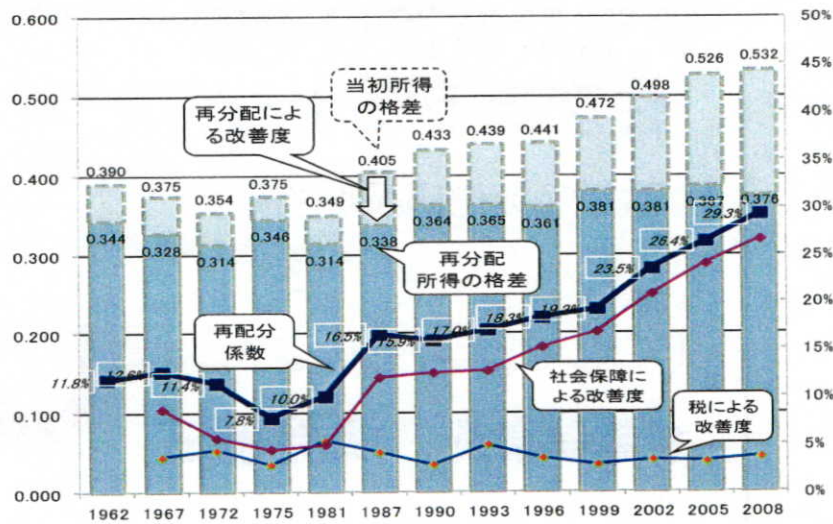
1960年代の日本の中産階級育成のための包括的政策パッケージ

- 『国民所得倍増計画』(1960年)の下、所得格差等の経済の二重構図の緩和と社会的安定の確保が課題の一つに。
- このための社会保障の充実も課題とされ、高い経済成長と人口ボーナスの下、所得再配分や社会的セーフティネットの仕組みを政策パッケージとして導入。
- 社会保障の重点も、貧困救済から貧困防止へ移行。医療皆保険もこの政策パッケージの一環として1961年に導入。

パッケージの主な内容

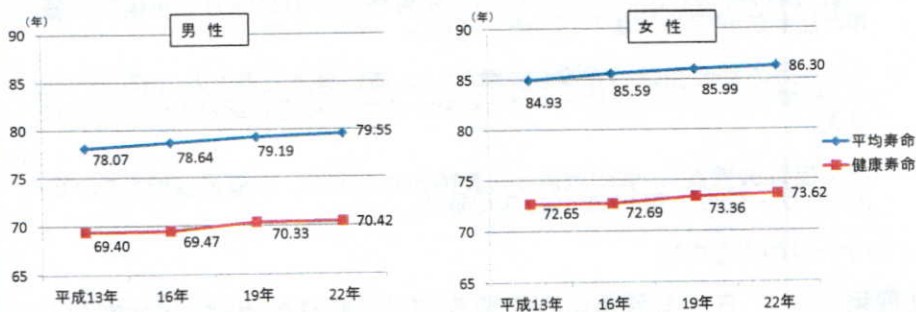
- 〔雇用〕 日本型雇用慣行の普及・定着(終身雇用制、年功序列賃金、低い失業率)
完全雇用を目指した失業者の就職支援
- 〔医療〕 医療皆保険・皆年金の導入(1961年)
- 2 〔税制〕 累進所得課税(1961～1974年の最高税率:75%)

日本の所得再分配の推移



3 (注)1999年(平成11年)以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。
(出所)厚生労働省「所得再分配調査」

平均寿命と健康寿命の推移

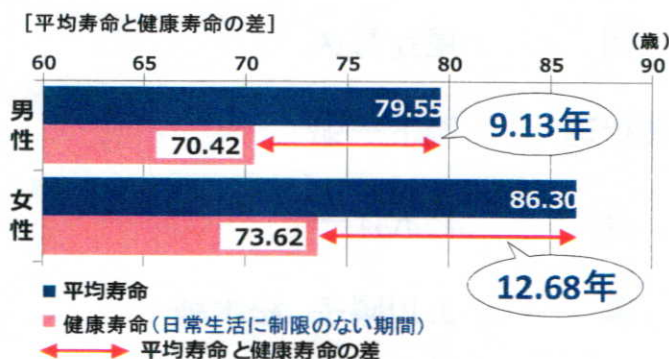


4 (注)
○平均寿命
平成13、16、19年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
○健康寿命
厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」
※健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康日本21)

出典:健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料

縮めたい！約10年の平均寿命と健康寿命の差

男性の平均寿命と健康寿命はそれぞれ、約70歳と80歳。
 また女性のそれは74歳と86歳で、男女とも約10年くらいの差があります。
 つまり、これは介護状態や寝たきりになる期間が10年くらいあることを意味します。



(資料：平均寿命(平成22年)は、厚生労働省「平成22年完全生命表」。健康寿命(平成22年)は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」より作成)

5

社会保障制度改革に関する経緯

平成24年8月22日
 社会保障制度改革推進法 成立

平成25年8月5日
 第20回社会保障制度改革国民会議
 報告書とりまとめ

平成25年8月21日
 社会保障プログラム法案骨子 閣議決定

平成25年秋 臨時国会
 社会保障プログラム法案骨子 成立(?)

平成26年 通常国会
 医療と介護の関連法案 提出(?)

社会保障プログラム法案骨子の概要

	主な項目	法案提出・実施メド
医療	70~74歳の窓口負担を2割へ	14年度以降段階実施
	高額療養費の負担上限上げ	14年度にも実施
	医療提供体制見直し※	14年通常国会に法案
	大企業健保の負担増※	15年通常国会に法案
	国保の都道府県移管※ 高所得者の保険料上げ※	17年度までに実施
介護	軽度者へのサービスを市町村に※	14年通常国会に法案
	高所得者の自己負担増※	
	特別養護老人ホームへの軽度者の入所制限※	

(注) ※は法律改正が必要

6

社会保障制度に関する特命委員会 役員一覧

委員長	野田 毅	※敬称略
顧問	尾辻秀久	
委員長代理	鴨下一郎	
座長	宮沢洋一	
幹事	上川陽子 松本純 武見敬三	
事務局長	福岡資麿	

プログラム法案骨子策定の経緯

プログラム法案骨子の中身については、社会保障特命委員会の役員会で出され、平場の部会で意見を聞き、さらに役員会を中心に練られていった。

8月2日(金) 社会保障特命委 役員会



8月6日(火) 社会保障特命委・厚労部会合同



8月7日(水) 社会保障特命委 役員会

政調審議会



総務会



8月8日(木) 社会保障特命委 役員会



8月19日(月) 社会保障特命委 役員会



社会保障特命委・厚労部会合同

社会保障プログラム法案骨子 閣議決定 (平成25年8月21日閣議決定)

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について

一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要である。このため、以下の社会保障制度改革を推進するとともに、個々人が自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みや、サービスの選択肢を増やし、個人が選択することができる仕組みを入れるなど、高齢者も若者も健康で、**年齢等にかかわらず、働くことができ**、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備に努めるものとする。あわせて、住民相互の助け合いの重要性を認識し、これらの取組の推進を図るものとする。